

## 自動車検査法人への手数料直接納付の開始について

### 1. 手数料の直接納付

自動車検査独立行政法人(以下「検査法人」という。)の基準適合性審査費用については、現在、国に納付された手数料から検査法人に交付金が渡されていますが、平成19年3月30日に公布された「自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律」及び平成19年10月17日に公布された「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」により、平成20年1月4日以降、検査法人の行う基準適合性審査を受ける場合は、以下の表に掲げる手数料を検査法人に直接納付して頂くこととなりました。

なお、検査法人の手数料については、検査法人が発行する自動車審査証紙(仮称)により納付して頂くことを予定しています。

基準適合性審査を受ける場合における検査法人の新しい手数料 (単位:円)

検査の種類	手数料額	
	小型自動車	小型自動車以外
新規検査・予備検査・構造等変更検査	1,600	1,700
継続検査	1,300	1,400
限定自動車検査証の提出による 新規検査・予備検査・継続検査	900	

(注)この他に国の手数料が必要です。

### 2. 今後の検査法人の取組み

今般、検査法人への手数料直接納付が開始されることにより、運営の自主性が一層高まります。このため、検査法人としては、厳正・公正な審査を実施しつつ、検査の質や受検者の皆様へのサービス向上等に順次取り組んで参ります。

具体的には次の通りです。

- ・不正二次架装防止対策として、新規検査時に車両の画像を取得し、街頭検査等において活用します。
- ・受検車両の状態について、書面による審査結果の情報を提供することにより、ユーザーの点検・整備の励行を図ります。
- ・排出ガス基準等の環境規制の強化に的確に対応します。
- ・検査機器等の老朽更新等を的確に実施することにより、コースの閉鎖時間を削減し、受検者の待ち時間を減らすなど、サービスの向上に努めます。

お問い合わせ先 〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル  
自動車検査法人本部 総務部 経営管理室・企画部 企画課  
伊藤、岡安 森内、里  
電話 03-5363-3441(代表)  
FAX 03-5363-3347  
<http://www.navi.go.jp/>